

大和市公告第 88 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画生産緑地地区の変更案を作成したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 30 年 10 月 1 日

大和市長 大 木 哲

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

大和市上草柳字扇野、桜森一丁目並びに下鶴間字甲一号、甲十号、乙一号、乙八号及び乙九号地内

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

大和市街づくり計画部街づくり計画課

4 縦覧期間

平成 30 年 10 月 1 日（月）から同月 15 日（月）まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。